

静岡県環境影響評審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
(浜松湖西豊橋道路 計画段階環境配慮書)

資料3

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
1	その他	参考資料 258	事業の実施が災害を引き起こす可能性について検討する材料とするため、対象地域における過去の災害の発生状況についても調べてください。	防災に関しては、今後、事業を進める中で必要に応じて、検討します。	今泉委員
2	全般	32	計画段階配慮事項として選定されなかった項目について、その理由を示してください。	計画段階配慮事項は、「道路環境影響評価の技術手法(平成25年、国土交通省)」に基づき、重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定しています。なお、計画段階配慮事項として選定しなかった項目については、今後の方法書以降の手続において、必要に応じて項目を選定し、適切に調査・予測及び評価を行います。	今泉委員
3	水質	32	水環境が選定されていませんが、トンネルの掘削による河川の流量や水質の変化、工事に伴う濁水の発生等は考えられないのでしょうか。	今後の環境影響評価手続きの中で、必要に応じて水環境の調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討する予定です。	今泉委員
4	動物、植物	33	現時点で詳細な評価ができない事はわかるが、※4のような文献は古すぎます。動物群ではこの時代と現在では分類も変わっています。静岡県のレッドデータブックなど動物・植物については2019、2020年があります。	自然的状況の動物・植物の把握では、P22に示すとおり、静岡県のレッドデータブックも活用しました。なお、今後は現地調査を行いますので、その結果も含めて環境影響評価を進めます。	秋山委員
5	動物	34	道路の存在による動物の影響について、案③が①と②より小さいと評価していますが、その理由がわかりません。特に静岡県側と愛知県側それぞれで評価をすべきと思います。特にこの地域では、トウカイコガタスジシマドジョウ、ホトケドジョウ、トウカイナガレホトケドジョウ、アカザ、アユカケ、ウツセミカジカ、カワヨシノボリ、ビリンゴなど希少な魚類の生息地があり、案②、③ではこの様な生物が生息する河川や用水路を多数横断することから、案①よりも良いという根拠が必要です。	計画段階環境配慮書では、既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地を回避しているかどうかという観点で予測・評価を行いました。 案①は生息地の一部を通過しますが、案②及び③のルート帯は、生息地を回避していることから、案②及び案③が案①と比べて小さいと評価しています。 なお、今後は現地調査を行いますので、その結果も含めて環境影響評価を進めます。	秋山委員
6	動物	37	道路の存在による動物の項目で案①で、特定できた動物の重要な種の生息地を一部通過するものの・・・とありますが、具体的にどの動物で生息地の一部はどこを指すのか示して下さい。	別添資料のp.1をご確認ください。 なお、今後は現地調査を行いますので、その結果も含めて環境影響評価を進めます。	秋山委員
7	動物	37	同様の部分で案①～③共通項目として案②と③が案①より影響の程度が小さいと評価した理由を示して下さい。	案①は既存資料により詳細な位置が特定できた動物の重要な種の生息地の一部を通過しますが、案②及び③のルート帯は、回避していることから、案②及び案③が案①と比べて小さいと評価しています。 別添資料のp.1をご確認ください。	秋山委員

静岡県環境影響審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
(浜松湖西豊橋道路 計画段階環境配慮書)

資料3

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
8	生態系	38	生態系の項目の案②ですが、重要湿地を通過しますとあります。具体的にどここの湿地かを示して下さい。葦毛湿原のことでしょうか。葦毛湿原だと案①の方がかかるような気がします。しかし、案①と②にはこの湿地のことが書かれていませんので愛知県側の区間に存在するのでしょうか。湿原では生態系を構成する動物、植物が豊富に生息しています。それにもかかわらず、P37の動物の項目では①よりも②の方が動物への影響が小さいと書かれています。矛盾しています。いずれにしても具体的な記載が無いために判断できない状況です。	案②が通過する重要湿地は、愛知県側の天伯湿地です。なお、葦毛湿原は、いずれのルートでも通過いたしません。別添資料のp.2ご確認ください。 湿原については、いただいたご意見のとおり、動物・植物が豊富に生息していることを踏まえて、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境として生態系で検討を行いました。	秋山委員
9	全般	13～14	配慮書ではルート帯が3案ありますが、環境アセスのどの段階で主に何を重視して決定するのか、考え方を方法書に記載してください。	3ルート帯案の選定は、配慮書段階で実施いたします。ルート帯案の選定については、可能な限り環境に配慮しつつ、配慮書p12にお示した4つの政策目標を達成できるルートを選定します。	森下委員
10	地形及び地質	18, 参考資料 80, 83	重要な地形及び地質はルート帯の中にもありますが、どのような配慮で影響を及ぼさないようにするのか、考え方を方法書に記載してください。	今後の環境影響評価手続きの中で、必要に応じて重要な地形及び地質の調査、予測及び評価を行います。また、その結果に応じて環境保全措置を検討する予定です。これらについては、今後の環境影響評価手続きの中でお示しします。	森下委員
11	地形及び地質	18, 参考資料 80	「レッド・データ土壌」との表題の文献が引用されており、「チョコレート褐色土の属する暗赤色土壌群の成因についてはその保存は学術上極めて重要である。」と記載されています。土壌汚染対策とは異なる観点から、保全を目的としたものであると考えられますが、どのような配慮をするつもりなのか、考え方を方法書に記載してください。	今後の環境影響評価手続きの中で、必要に応じて重要な地形及び地質の調査、予測及び評価を行います。また、その結果に応じて環境保全措置を検討する予定です。これらについては、今後の環境影響評価手続きの中でお示しします。	森下委員
12	地形及び地質	参考資料 82	表層地質図が示されていますが、表層地質図では岩相しかわかりません。地質の成因なども読み取れるように、方法書には地質図も掲載してください。	方法書以降の図書において、地質図の掲載を検討いたします。	森下委員
13	地形及び地質	36	重要な地形及び地質については、p18に記載している「静岡県では、浜名湖、石灰岩・化石産地（洪積臥骨、哺乳類）、チョコレート褐色土等・・・」のことだと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、重要な地形及び地質は、配慮書p18に記載している「静岡県では、浜名湖、石灰岩・化石産地（洪積臥骨、哺乳類）、チョコレート褐色土等」です。	斎藤委員
14	生態系	28	図3.2-1の、村櫛海水浴場の北方向の浜名湖上、道の駅 潮見坂の西方向の洋上に重要湿地のマークが付いていますが、湿地でしょうか。	いずれも環境省が選定した「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」を示しています。村櫛海水浴場の北方向の浜名湖上の地点は「浜名湖」、道の駅潮見坂の西方向の洋上の地点は「遠州灘海岸」です。 なお、各プロット位置は、当該資料で示されているプロット位置です。当該資料によると「絶滅危惧種の保全等に留意し、おおよその代表地点を示したもの」とされています。	斎藤委員
15	全般	15	事業実施想定区域およびその周囲には、「風力発電所」や「太陽光発電設備」はありませんか。情報として記載したほうがよいかと思えます。	今後の環境影響評価手続きの中で、必要に応じて、「風力発電所」や「太陽光発電設備」の情報を把握していくようにします。	斎藤委員
16	水質	17	水環境の状況として、水源や湧水等は既存の資料だけでなく詳細に調べて、方法書以降に反映させていただきたいと思えます。	水源や湧水等については、今後の方法書以降の手續において、必要に応じて、適切に調査・予測及び評価を行います。	斎藤委員
17	動物	22	79、80の資料の発行元は日本野鳥の会静岡支部ではなく、「静岡の鳥編集委員会」ですので、訂正してください。	方法書以降の図書で修正いたします。	坂東委員

静岡県環境影響審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
(浜松湖西豊橋道路 計画段階環境配慮書)

資料3

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
18	動物	25～26	候補のいずれのルートに決まっても、浜名湖県立自然公園やいくつもの鳥獣保護区を通過することになります。左記を通らないルートが望ましいですが、この段階での再検討は難しいと思われますので、動物の生息への影響があると予測されます。動物の移動を妨げない、移動場所の確保等に配慮して計画を進めてください。河川、湿地や湖沼、その近辺を通過する場合は、水の流れの分断や遮断で動物の生息が脅かされないように設計してください。	具体的なルートの位置や道路構造については未定ですが、動物の移動場所の確保等や、水の流れの分断等で動物の生息が脅かされないように、極力環境に配慮し、検討を行います。	坂東委員
19	全般	41	一般住民からの意見として、自然環境への懸念が多数あったという点に充分留意して進めてください。	一般住民からの意見についても配慮して環境影響評価手続を進めます。	坂東委員
20	動物	89	詳細な位置を特定できる文献情報を得られなかったとありますが、地元で活動する鳥類保護団体等への聞き取りを早い段階で行い、現在の鳥類の生息状況をなるべく把握したうえで最終ルート決定にあたっていただきたいです。文献資料に挙げられている種の現在の生息の有無については、きちんと調査をしてください。	今後の環境影響評価の中で、地域の専門家等からご助言をいただきつつ、鳥類の現地調査を進めます。	坂東委員
21	全般	—	工事に伴う作業道や作業ヤード等の設置計画はこれからですが、付帯工事における環境影響を本線工事と一体として配慮し、計画していく必要があると思います。	作業道や作業ヤード等の付帯工事についても、できる限り配慮して環境影響評価を行います。	坂東委員
22	大気質、騒音	32	自動車の走行による大気汚染・騒音などは動物・植物・生態系に影響を与える恐れがあると思われます。配慮事項として選定していない理由および今後の計画を進める上でどのように考えているか教えてください。また工事による影響も懸念されますので十分考慮してください。	計画段階配慮事項は、「道路環境影響評価の技術手法(平成25年、国土交通省)」に基づき、重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定しています。自動車の走行による大気汚染・騒音による動物・植物・生態系への影響については、必要に応じて検討します。なお、工事の実施による影響については、方法書以降で選定いたします。	岡田委員
23	動物、植物	33	動物・植物の重要な種の生息地等については参照している資料が古いため、今後十分な調査をする必要があります。	動植物の生息又は生育の状況については、配慮書p21～23に示すとおり最新の既存資料も含め把握していますが、「動物・植物の重要な種の生息地等」については、これらの既存資料のうち、図上に詳しく分布域が示された資料のみを元に作成しています。動物・植物については、今後の方法書以降の手続において、適切に調査・予測及び評価を行います。	岡田委員
24	植物	37	ルート帯は巨樹・巨木林を通過するため、今後計画を進める中で十分な調査を行って対応してください。	今後の環境影響評価手続の中で、自然環境保全基礎調査で選定されている「巨樹・巨木林」の位置についても把握して対応します。	岡田委員
25	生態系	38	ルート帯は自然公園・鳥獣保護区・重要湿地を通過するため、今後計画を進める中で十分な調査を行って対応してください。工事による影響も懸念されますので十分考慮してください。	今後の方法書以降の手続において、必要に応じて適切に調査・予測及び評価を行います。	岡田委員
26	水質	—	路面排水中には高濃度の亜鉛が含有していることが多数報告されています。発生源は、自動車タイヤ摩耗による粉塵、アスファルト粉塵やガードレール、道路標識柱等の建造物の腐食が原因とされ、降雨に伴い流出します。高濃度の亜鉛は水生生物への影響が懸念されている物質です。また、この地域は温暖な気候とのことですが、冬季の最低気温は氷点下であり、凍結防止剤等が散布される場合、どのように排水されるのでしょうか？河川の上流(源流)域に位置し、生態系や水源等複合的な影響が懸念されるため、どのような排水対策を行うのか示してください。	路面排水の処理については未定ですが、事業計画を進める中で、そのような環境影響が明らかであれば、必要に応じて検討します。	横田委員

静岡県環境影響審査会委員からの意見等に対する事業者の見解
(浜松湖西豊橋道路 計画段階環境配慮書)

資料3

No.	区分	ページ	意見等	事業者の見解	意見元
27	全般	全体	その地域の環境は、その地域の歴史や文化、人々の生活によって守られてきた結果、存在しているものと思います。配慮書冊子体を拝見させていただいて、静岡県西部の湖西連峰や引佐山地、愛知県東部の東三河地区や弓張山地一帯が、歴史的、文化的、自然的に地域にとってどのような場所なのか、どのように繋がっているのか、それらが現在の自然環境や人と自然との触れ合いや、景観とどのように関係しているのかといったことを想像することができず、従ってこの地域に道路を造ろうとする場合に、配慮すべき重要な環境や背景が何なのかよく理解できませんでした。個々の要素の詳細は資料編（市民には公表されない）を見ればわかるのかもしれませんが、公に縦覧に供される冊子体を見る限り、自然や生活環境、人と自然との関わりへの十分な配慮を行うための「環境配慮書」と理解するには難しい内容になっていると感じました。全体として、配慮書の中の図が非常に見づらく、理解を困難にしている要因の一つと感じました。	本配慮書は、国が作成した先行事例を踏まえ、同定度の内容で作成したものではありませんが、今後の方法書以降の作成では、極力分かりやすいものになるように努めます。 また、資料編としてお示ししたものについても、方法書以降では、図書に加える予定です。	吉崎会長
28	植物	19	表3.1-1(3)の2。植物において、静岡県及び愛知県で選定されている「重要種の例」として挙げられた種は、どのような基準で選ばれて記述されているのでしょうか？本当に配慮すべき重要種の例として挙げられていますか？それとも、重要種の中から特に意図することなく、例として挙げられた種でしょうか？教えてください。	表3.1-1(3)でお示しした重要な種は、配慮すべき重要種の例として記載したものではありません。	吉崎会長
29	全般	20, 35	自然、生活、社会情報が全て一枚の図で見られることは重要かつ必要かもしれませんが、そのために個々の要素の情報が曖昧となり、結果として非常に理解しにくい図になっていると感じます。生活環境として配慮すべき場所・内容、自然環境として配慮すべき場所・内容など、資料編に掲載されているような要素ごとの図が冊子体にも必要と感じます。更に、冊子体では自然環境の最も基本となる地形図や地形区分図、表層地質図、流域区分図などがなく、道路がどのような場所を通過しようとしているのか、どのような配慮の結果、何故このようなルートが計画されているのかを具体的に想像することが困難と感じました。	本配慮書は、国が作成した先行事例を踏まえ、先行事例と同様の示し方としていましたが、今後の方法書以降の作成では、極力理解しやすいように、要素ごとの図なども掲載いたします。また、資料編としてお示ししたものについても、方法書以降では、図書に加える予定です。	吉崎会長
30	その他	39-41	6-11p. のアンケートは道路を造る視点からのアンケートであると理解しましたが、6-11p. に記述されているアンケートの結果の記述と、39-41p. に記述されているアンケートの結果の記述のレベルがあまりに違い過ぎており、39-41p. のほうは、一般住民から数百件の意見が出ているのに、非常に大雑把にまとめられているように感じ、具体的にどのような意見が提出され、市民が具体的にどのようなことを心配しているのかを知ることが出来ませんでした。このアンケートは現在のルート案を示して実施されたアンケートでしょうか？それとも一般論として「道路を造る場合にはどのような配慮が必要と思うか？」ということの実施されたものでしょうか？具体的なアンケートでの質問事項なども教えてください。いずれにしても審査会への具体的な説明を求めます。	これらのアンケートは、国が実施した計画段階評価の中で行われたものです。 どちらのアンケートも、同様のアンケート資料を用いたもので、アンケートには配慮書と同様の3ルート帯案を示しています。 なお、計画段階評価の第2回アンケートを、配慮書の案に対する一般からの意見聴取としています。 具体的な質問内容につきましては、別添資料のp. 3をご確認ください。	吉崎会長
31	全般	-	① 愛知県、静岡県の二県にまたがるこの度の道路事業における環境影響評価の道路建設を行う上での整合性について。 ② 3ルート、各コース設定理由、そのコンセプトについて。 ③ この後の道路建設計画はありますか。	①配慮書は両県には同じものを送付し、整合を図っています。 ②各ルート帯案の設定理由やコンセプトについては、別添資料.p4をご確認ください。 ③ご指摘の道路が浜松湖西豊橋道路であれば、環境影響評価後に当該道路の事業者が事業を進めることとなりますが、ご指摘の道路がその他の道路であれば、当方ではその計画は分かりかねます。	東委員